



鳥教給第380-1号

令和2年12月25日

保護者様

鳥栖市学校給食センター

所長 犬丸 章宏

新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う臨時休業による給食費の返金について

日頃から小学校給食の運営についてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため小学校の臨時休業及び、授業時間確保のための夏休み短縮が実施されたため、学校給食の提供回数も変更となっております。

つきましては、小学校給食運営委員会の給食費返金方針に従い、下記のとおり令和3年1月の給食費請求時に差額調整を行うことになりましたので、お知らせします。

なお、令和2年5月19日以降に転入された方につきましては、既に給食費の調整していますので返金の対象外になります。

記

1 返金対象となる給食提供回数

標準給食提供回数	190回
令和2年度の給食提供回数	185回
返金対象回数	5回

※注「令和2年12月末時点における予定回数のため、今後、感染症の状況により変わる場合があります。」

2 返金額

返金対象回数×1食単価＝5回×250円＝1,250円

3 返金(差額調整)月

令和3年1月の給食費請求額が3,050円となります。

(給食費月額－返金額＝4,300円－1,250円＝3,050円)